

条例に係るQ & A

1 「土砂等のたい積行為」の定義は？

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為をいいます。埋立てに限らず、土地へたい積する行為すべてが該当します。

「土地」への埋立て等であるため、公有水面については対象外です。なお、水面であっても不動産登記の対象となる「ため池」等は対象となります。

2 土砂等とは「土砂及びこれに混入し吸着した物」とあるが、「土砂」とは何か？

「土砂」とは地表、地盤、海底等を掘削するなどして採取された土や砂（石や砂利が混入しているものを含みます。）です。ヘドロ（浚渫土砂）や、石灰処理をした土も「土砂」となります。コンクリートを破碎したものや石炭・鉄鉱石・鉱滓（スラグ）などは「土砂」には該当しません。

3 廃棄物処理法と条例の適用関係はどうか

廃棄物が土砂に混ぜられて埋め立てられた場合は、廃棄物については、廃棄物処理法での対応となります。

4 許可が不要である行為についても規制がかかるのか？

条例の規制対象となる行為は、土砂等によるすべての土地の埋立て、盛土その他の土へのたい積をする行為であるため、たとえ小規模な土砂の埋立て等でも、安全基準に合しない土砂等による埋立て等の禁止（条例第7条）や崩落等の防止措置義務（条例第8条）の規定は適用され、措置命令の対象となっています。（措置命令違反には罰則の適用あり。）

5 「特定事業」の定義は？

土砂等のたい積行為に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあっては、該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等のたい積行為に供する区域の面積が 3,000 m²以上であるものをいいます。

○事業区域内の切土、盛土のみを行う場合は、特定事業には該当しません。

○土砂等のたい積行為の規模が、変更により 3,000 m²以上になる場合は、あらかじめ変更許可を受ける必要があります。

6 「一時的たい積事業」とはどういう事業か？「一時」とは、どのように解釈するのか？

「特定事業」のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行うものをいいます。土砂等の仮置きなどがこれに該当しますが、一時の解釈については事業の実態を踏まえて判断します。搬出先、搬出予定日等が未定の場合、一時的たい積とは見なさないことがあります。

7 港湾の一時的たい積場は特定事業場になるのか

たい積場の面積が 3 0 0 0 m²以上の場合、一時的たい積も許可の対象となります。

8 「特定事業場」と「特定事業区域」の違いは何か？

「特定事業区域」とは、事業区域外の土砂等による土砂等の埋立て等が行われる区域であり、「特定事業場」とは、特定事業区域と特定事業に供する施設（搬入路、保安地帯現場事務所など、事業区域外の土砂等による土砂等の埋立て等を行わない区域）を合わせ全体の事業区域をいいます。

9 特定事業のうち、許可適用外となる行為はどのようなものがあるのか？

次の行為については、許可不要としています。（条例第9条）

(1) 国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う特定事業

国等が発注する事業（公共事業）で、国等の設計、施工管理により行われる事業。道路の建設や造成工事など。

なお、公共事業により発生する残土の処分については、処分のための土砂等の埋立て等（特定事業）を国等が行う（設計、施工、管理等を国等が行う）ものかどうかで判断することになり、国等が行わないものについては許可が必要です。

(2) 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売目的で一時的にたい積する特定事業

(3) 採石法、砂利採取法の認可を受けた採取計画に従って行う特定事業

ただし、特定事業区域に認可区域外から土砂等を搬入する場合は、許可が必要です。

(4) 非常災害の応急措置として行う特定事業

(5) 施設本来の機能を保全するために行う行為

運動場に砂を撒く行為や、植樹のために行う土砂等の搬入などが該当します。

なお、農地の嵩上げはたい積行為であり、管理行為には該当しないため、許可が必要です。

10 公共工事を特定事業の対象外としたのはなぜか

国や地方公共団体等の事業の場合、責任関係が明確であること、事業の計画内容が公開されていること。技術的にも施工規準等に基づいて実施されることから、土砂の安全性、施工の安全性が確保されるので適用除外とした。

ただし、汚染土砂の使用があった場合は、措置命令の対象となる。

11 運動場に土砂をいれる場合は対象となるのか

新たに造成する場合は、対象となるが、運動場の機能を保全するために行う場合は対象外となる。第9条第1項の通常管理行為として行う事業である。

12 隣接した各々2,500㎡の土地におけるたい積行為を、時間的間隔をおいて行う場合は？

計画の変更により3,000㎡以上となる場合は、許可が必要となる。脱法的な行為を防止する観点から同じ事業区域内や隣接地で同一業者が行う場合は、面積が3,000㎡以上となれば、許可が必要と判断する。

13 都市計画法や森林法の開発許可を受けて行うものについても構造基準が適用されるか？

埋立て等のたい積の構造は、条例施行規則第10条に適合しなければなりません。が、該特定事業が他の法律、条例により許認可を要する行為（条例施行規則別表第3に掲げ行為）である場合は、この構造基準は適用されません。（他の法律、条例等の構造基準による。）

この場合、関係法令に基づく許可書の写し又は申請中であることを証する書面を特定業許可申請書に添付することとなっています。

14 土壌検査や水質検査はどの時点でどのくらい行わなければならないのか？

特定事業区域内の土壌検査と水質検査、特定事業区域内に搬入する土砂等の検査が必要です。

- 特定事業区域内の土壌検査は、許可申請前と事業完了（廃止）時に
- 特定事業区域内の水質検査は、事業施工中と事業完了（廃止）時に
- 搬入する土砂等の土壌検査は、施工開始後土砂等の搬入前に実施する必要があります。

事業開始前（許可申請前）から完了（廃止）までの検査は次の表のとおりです。

| 検査の実施時期等 | | 検査の内容 | 備 考 |
|----------|---------------------------------|---|---|
| 申 請 前 | | 特定事業区域内の土壌検査 ○1ha（10,000m ² ）を超える場合にあつては、1ha以内の区域に等分した区域ごとに行う | 許可申請書に検査結果証明書を添付する |
| 施 工 中 | 土砂等の搬入前 | 搬入使用する土砂等の土壌検査 ○条例第14条第1号から第4号に該当する場合を除く | 採取場所ごと、かつ5,000m ³ ごとに必要な土砂等搬入届に安全基準適合証明書を添付する。 |
| | 特定事業を開始した日から6か月（一時的たい積事業は3か月）ごと | 特定事業区域内の浸透水の水質検査 | 特定事業水質・土壌検査結果報告書に安全基準適合証明書を添付する。 |
| 完了（廃止）時 | | 特定事業区域内の土壌検査 ○1ha（10,000m ² ）を超える場合にあつては、1ha以内の区域に等分した区域ごとに行う 特定事業区域内の浸透水の水質検査 | 特定事業水質・土壌検査結果報告書に安全基準適合証明書を添付する。 |

15 公共事業により採取された土砂等を搬入する際には、検査が不要なのか？知事の承認を受けたものは？

条例では、「公共事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて、あらかじめ知事の承認を受けたものであるとき」については、安全基準適合証明書の添付を省略することができるとしています。これは、大分県内の公共工事について、その実施主体の公共団体が自主管理基準等を策定し、環境についての自主調査体制を構築しており、その内容について大分県知事が事前に承認していることから、安全基準適合証明書の添付を省略できることとしているものです。

| 事業者 | 文書番号 | 日付 | 運用基準 名称 |
|--------------|----------------|-----------|--|
| 大分県 土木建築部 | 建政第 1115 号 | H18.9.27 | 「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」における公共工事の取扱いについて（運用基準） ①とする |
| 大分県 農林水産部 | 技管第 586 号 | H18.10.19 | ① |
| 大分市 | 契監第 334 号 | H18.10.25 | ① |
| 別府市 | 別契検第 4-0276 号 | H19.1.15 | ① |
| 中津市 | 中道第 3874 号 | H18.12.25 | 「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」における公共工事の運用基準 |
| 日田市 | 日都第 3263 号 | H18.10.19 | ① |
| 佐伯市 | 佐建総第 620 号 | H18.11.17 | ① |
| 臼杵市 | 臼総第 0227004 号 | H19.2.27 | 「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」における臼杵市公共工事運用基準 |
| 津久見市 | 津契約第 218 号 | H18.10.17 | ① |
| 竹田市 | 竹建第 1101001 号 | H18.11.21 | ① |
| 杵築市 | 建設第 1516 号 | H18.10.27 | ①（3000 平方メートル以上） |
| 宇佐市 | 契約第 0110001 号 | H19.1.10 | 「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」における公共工事の運用基準 |
| 豊後大野市 | 建設第 481 号 | H18.10.25 | ① |
| 由布市 | 由建設第 1025003 号 | H18.10.25 | ① |
| 国東市 | 国建第 0201001 号 | H19.2.1 | ① |
| 姫島村 | 姫建第 526 号 | H19.2.23 | ① |
| 日出町 | 日都建第 1232 号 | H18.10.30 | ① |
| 玖珠町 | 総第 051608 号 | H19.6.7 | ① |
| 九重町 | 九安第 1519 号 | H19.1.22 | ① |

平成 22 年度末現在において、大分県内豊後高田市を除く全ての市町村、大分県土木建築部、農林水産部が実施主体となる公共工事について、承認されている。

そのため、国土交通省・農林水産省等の国の機関、県外自治体、及び豊後高田市が行う公共工事で発生した土砂については、大分県知事の承認を受けていないため、安全基準適合証明書の添付が必要となります。(H23.4.1 現在)